

令和8年度
京丹後市商工業支援補助金
【募集要項】

募集期限 5月29日（金）
京丹後市商工観光部商工振興課

目 次

1 趣旨	3
2 補助対象事業	3
3 補助対象事業の期間	4
4 補助対象事業者（共通事項）	4
5 補助対象事業ごとの支援内容等	5
(1) ブランド戦略PR事業	5
① 新商品・新製品開発事業	5
② 国内外販路開拓促進事業	5
(2) 知的財産権取得支援事業	6
6 手続きの流れ	7
7 内容の審査	8
8 交付の決定について	8
9 交付申請	8
(1) 募集期間	8
(2) 提出書類	8
10 事前着手届	9
11 事業の変更、中止	9
(1) 提出書類	9
12 実績報告書	10
(1) 提出期限	10
(2) 提出書類	10
13 書類の提出先、お問い合わせ先	10
【参考】信用保証協会の保証対象業種	11

1 趣旨

京丹後市では、本市の商工業の振興及び自立化の促進を図り、活力と魅力あるまちづくりを推進するため、市内の中小企業者の方などが主体的に行う新たな挑戦などの事業や取組を支援します。

2 補助対象事業

(1) ブランド戦略PR事業

- ① 新商品・新製品開発事業
- ② 国内外販路開拓促進事業

(2) 知的財産権取得支援事業

※各事業とも、詳細は5～6ページをご覧ください。

※上記(1)(2)の両方に該当する事業を行おうとする場合は、いずれか一つの事業でのみ申請を行うことができます。

※他の制度により補助金を受けている場合は、申請できません。

※市内中小企業者及び市内グループ（以下「市内中小企業者等」という。）が市外の企業を含むグループ（以下「市内外グループ」という。）に参画し、市内外グループにおいて(1)②、(2)の事業を実施する場合は、補助対象となります。

3 補助対象事業の期間

原則、補助金の交付決定を受けてから着手し、令和9年3月31日までに完了させる必要があります。

※交付決定前に事業に着手する場合は、「事前着手届」の提出が必要となります。

ただし、次の事業は、令和10年3月31日までの2年度にわたって実施する場合も、補助対象事業とします。

(1) ブランド戦略PR事業のうち①新商品・新製品開発事業

※2年度にわたって実施する場合においても補助金の上限額は、1年度で実施する場合と同額となります。また、補助金の申請・審査等の手続きは年度ごとに必要となります。

4 補助対象事業者（共通事項）

(1) 下表の①から④のいずれかに該当する事業者（＝中小企業者）

※新規創業により該当することが見込まれる場合も含みます。

番号	業種分類	資本金等
①	製造業、建設業、運輸業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
②	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
③	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
④	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

(2) 次のいずれかに該当する事業者

- ・市内に住所を有する個人
- ・市内に所在地を有する法人
- ・上記の個人又は法人のみで構成するグループ（＝市内グループ）

（＝市内中小企業者）

(3) 対象となる事業活動を市内で行う、又は新規創業により行う見込みの事業者

(4) 市税等に滞納がない事業者（グループでの取り組みの場合は、構成するすべての事業者に滞納がないグループ）。

※市税等とは…京丹後市税条例（平成16年4月1日条例第80号）第3条に規定する市税、同第19条に規定する延滞金及び同第21条に規定する督促手数料。

(5) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者又は構成する全ての市内中小企業者が暴力団員等でない市内グループ

5 補助対象事業ごとの支援内容等

(1) ブランド戦略PR事業

① 新商品・新製品開発事業

事業内容	新商品、新製品、新サービス等を開発するため、原則年間1テーマに絞って開発を行う事業。規格・構造等新たな商品・製品の開発が対象です。						
補助対象経費	原材料費、設計費、試作費、外注加工費、委託費及び謝金 ※補助対象経費は開発に係るものに限られます。 ※外注加工費及び委託費のみの場合は、対象となりません。 ※消費税及び地方消費税は対象となりません。						
補助率等	<p>【補助率】対象経費の2分の1以内(千円未満切り捨て)</p> <p>【上限】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・新商品を生産するための機械器具の製造開発</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>・その他の開発</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	・新商品を生産するための機械器具の製造開発	50万円	・その他の開発	30万円
区分	上限額						
・新商品を生産するための機械器具の製造開発	50万円						
・その他の開発	30万円						
補助の期間	2年度 ※2年度にわたって事業を実施した場合でも、補助金額は上記の限度額以内となります。また、補助金の申請・審査等の手続きは年度ごとに必要となります。						

② 国内外販路開拓促進事業

事業内容	自ら開発した製品及びサービス等の販路を開拓する事業(不特定多数の来場者が見込まれる展示会等又はオンライン上で開催される展示会等への出展事業もしくは自らが主催する催事開催事業(国外で行うものについては個別に商談等を行うものを含む))。
補助対象経費	出展小間料、会場使用料、備品借上料、小間内装飾費、広告宣伝料、旅費(宿泊費含む。)、運搬費、宣伝販売員業務委託料(家族従業員及び社員は除く。)、通訳・翻訳料 ※消費税及び地方消費税は対象となりません。 ※市内の団体等が行う販路開拓事業で、市が補助金を交付する等して支援する展示会事業等に参加する場合及び会場において直接販売を行う場合は、対象となりません。
補助率等	<p>【補助率】対象経費の2分の1以内(千円未満切り捨て)</p> <p>【上限】国内で行うもの=20万円 国外で行うもの=40万円</p> <p>※市内グループにあっては、上記上限額に補助対象事業を共同して行う事業者数を乗じて得た額を限度とします。</p>

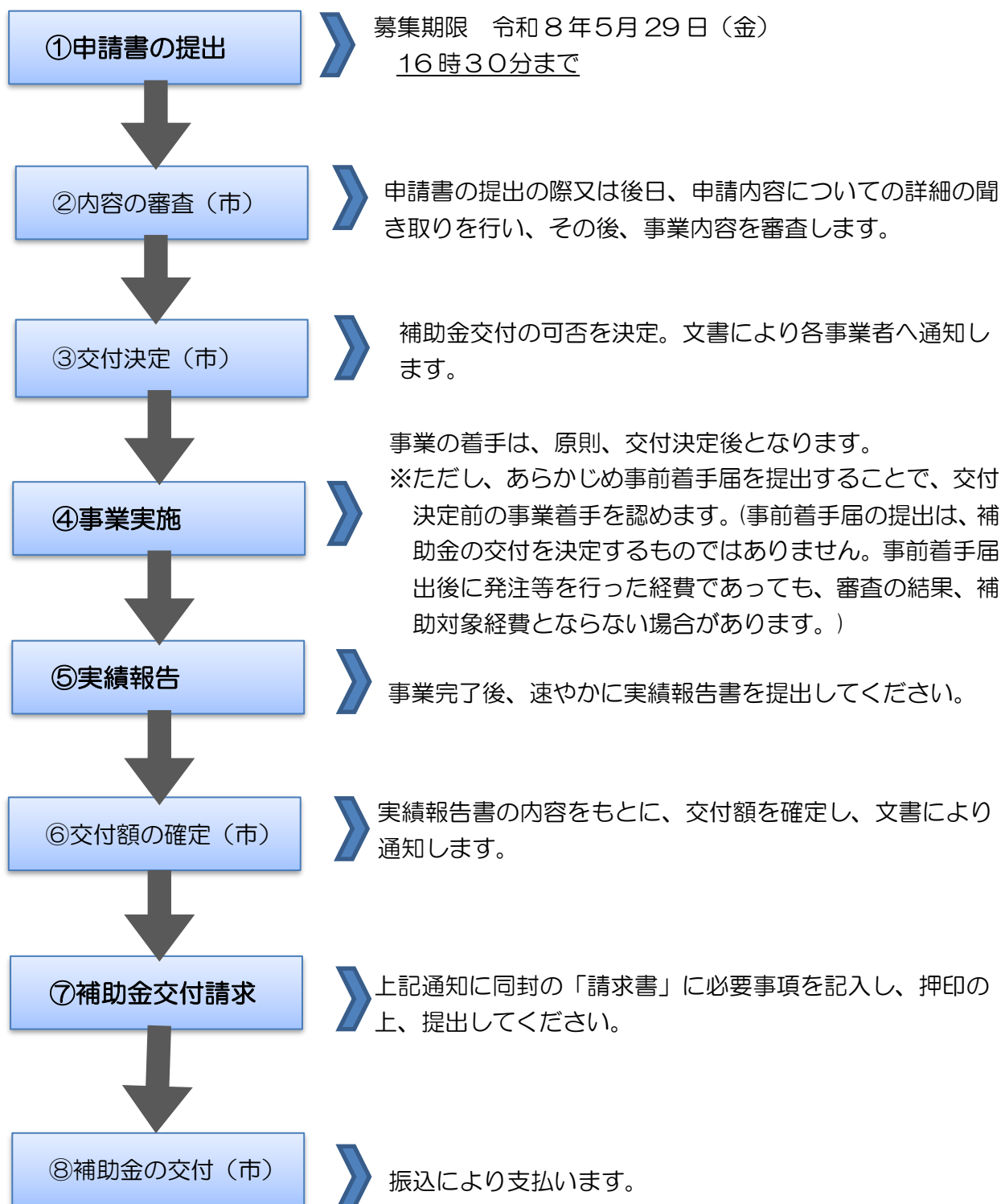
補助の期間	1年度 ※補助金の交付は、1市内中小企業者等につき、年1回を限度とします。
-------	--

※①及び②の両事業を実施する場合の補助対象経費上限額は各事業の合計額が上限額となります。

(2) 知的財産権取得支援事業

事業内容	自ら開発した製品等の高付加価値化を目的とした知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権）の取得に関する事業。 ※他の事業者等から知的財産権の譲渡又は実施許諾を受ける場合や、専ら取得した知的財産権を他人に譲渡し又はその使用に供することにより利益を得る目的をもって行うものは除きます。
補助対象経費	弁理士依頼料、出願料、審査請求料、翻訳料 ※消費税及び地方消費税は対象となりません。
補助率等	【補助率】 対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て） 【上限】 20万円 ※市内グループによる取組の場合の上限は、20万円に共同して行う事業者数を乗じて得た額を上限とします。
補助の期間	1年度 ※補助金の交付は、1市内中小企業者等につき年1回とし、事業が複数年度にわたる場合であっても、1事業につき1回を限度とします。

6 手続きの流れ



(注意)

事業計画を途中で変更、中止又は廃止する場合は、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。必ず事前に市へご相談ください。

7 内容の審査

補助金交付申請書及び添付書類の内容を以下の基準に照らして審査を行います。

- 下表（１）から（４）事業の共通審査項目
 - ①事業の趣旨、目的及び目指す成果が、当該補助金の趣旨に合致しているか。
 - ②事業計画の内容が具体的かつ妥当であり、実現可能なものか。
 - ③販売・提供される商品・サービス等に市場ニーズがあるか。
 - ④販売・提供される商品・サービス等に優位性があるか。

- 事業別審査項目

事業区分		審査項目
(1) ブランド戦略PR事業	①新商品・新製品開発事業	○新商品・新製品の内容に新規性があるか。（単なる既存商品の一部改良、または組み合わせと判断されるものは対象外です） ○開発後の販路やその拡大の方策が明確で、生産及び販売の持続性が見込まれるか。
	②国内外販路開拓促進事業	○販路開拓が具体的に期待できる内容か。 ○事業終了後の販路の確保の方策、展望が明確か。
(2) 知的財産権取得支援事業		○商品・製品等の内容に新規性があるか。 ○取得後の販路やその拡大方策が明確で、生産及び販売の持続性が見込まれるか。

8 交付の決定について

内容の審査を経て、交付の決定を行います。審査結果によっては、採択されない場合があります。また、補助金の交付決定については、予算の範囲内において行います。そのため、申請件数が多いなどの理由により補助金の額が予算を超えることが想定される場合等においては、交付決定額が各事業の上限額に達しない場合や、採択されない場合があります。

9 交付申請

(1) 募集期限

令和8年5月29日（金）16時30分まで

(2) 提出書類

下記の書類（１部）を提出してください。

- ①申請書…様式第1号
- ②添付書類…下表のとおり

事業区分		添付書類
(1) ブランド 戦略PR事業	① 新商品・新 製品開発事業	○新商品・新製品開発事業計画書 ○経費内訳書 ○見積書（明細書含む）の写し等費用積算の根拠となる資料 ○その他参考となる資料（設計書、完成モデル図等）
	② 国内外販路 開拓促進事業	○国内外販路開拓促進事業計画書 ○経費内訳書 ○見積書（明細書含む）の写し等費用積算の根拠となる資料 ○展示会等の内容がわかる書類（パンフレットなど） ○出展商品の内容がわかる書類（カタログ等） ○その他参考となる資料
(2) 知的財産権取得支援事業		○知的財産権取得事業計画書 ○経費内訳書 ○見積書（明細書含む）の写し等費用積算の根拠となる資料 ○その他参考となる資料（商品のカタログ等）

10 事前着手届

効率的な事業の実施を図る等の理由により、補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合は、補助金交付申請書とあわせ「事前着手届（様式第3号）」を提出してください。（事前着手届を提出して交付決定前に事業に着手する場合は、下記の注意事項に承諾していただく必要があります。

事前着手に関する注意事項

- (1) 事前着工届の提出があっても、審査の結果不採択となる場合もあります。
- (2) 着手から補助金交付決定を受けるまでの間に、計画変更は行えません。
- (3) 補助金交付決定を受けるまでの間に、天変地異等により、実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体の負担となります。
- (4) 補助金交付決定額は、交付申請額または交付申請予定額より小さい場合があります。

11 事業の変更、中止

事業内容を変更する場合（軽微なものは除く）や対象事業費が20%以上増減する場合のほか、事業を中止する場合には、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。このような場合は、必ず事前に市へご相談ください。

なお、対象事業費が増額しても、補助金の増額は原則認められません。

(1) 提出書類

- ・ 内容変更承認申請書…様式第4号
- ・ 添付書類 申請書の添付書類に準じる添付書類

12 実績報告書

(1) 提出期限

事業終了後30日以内又は令和9年3月31日(水)のいずれか早い日。

(2) 提出書類

①実績報告書 … 様式第6号

②添付書類 … 下表のとおり

事業区分		提出書類
(1) ブランド 戦略PR事業	①新商品・新 製品開発事業	○新商品・新製品開発事業結果報告書 ○経費内訳書 ○完成品(困難な場合は完成写真) ○対象費用の領収書(明細書含む)の写し等支払証拠書類 ○その他参考となる資料(開発経過の写真等)
	②国内外販路 開拓促進事業	○国内外販路開拓促進事業結果報告書 ○経費内訳書 ○対象費用の領収書(明細書含む)の写し等支払証拠書類 ○事業実施状況写真 ○その他参考となる資料
(2) 知的財産権取得支援事業		○知的財産権取得支援事業結果報告書 ○経費内訳書 ○対象費用の領収書(明細書含む)の写し等支払証拠書類 ○その他参考となる資料

13 書類の提出先、お問い合わせ先

〒629-3101 京丹後市網野町網野 385-1 ら・ぽーと2階

京丹後市役所商工観光部商工振興課 経営支援係

TEL: 69-0440

※移転につき5月11日(月)以降は、下記のとおり変更となります。

〒627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷 889 峰山庁舎1号館 1階

【参考】信用保証協会の保証対象業種

○所在地

- ・個人の場合、住居または事業所のいずれかが京都府内にある方
- ・法人の場合、京都府内に本店または事業所を有する方

○企業規模

資本金又は常時使用する従業員のいずれかが、下表の条件を満たしていれば対象となります。

業 種	資本金	従業員
製造業等（下記以外の業種）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
医療法人	—	300 人以下

次の政令指定業種については以下の通りとなります。

業 種	資本金	従業員
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

但し、次の方は、原則として対象から除かれています。

- 次に掲げる業種を営む方
 - (1) 農業（園芸サービス業を除く。）
 - (2) 林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）
 - (3) 漁業
 - (4) 金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）
 - (5) その他
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）、第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
 - ・「他に分類されないその他の生活関連サービス業」のうち、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く。）
 - ・政治・経済・文化団体
 - ・宗教
2. 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
3. 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分をうけている方
4. 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払い不能後、6か月以上経過していない方
5. 代位弁済をうけ、その求償債権を完済していない方
6. 求償債務の連帯保証人となっている方
7. 延滞など正常でない保証取引中の方
8. 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
9. 3～8の方が代表者となっている法人
10. 3～8の法人代表者の方